山田町営建設工事請負契約書附属条件

（趣旨）

第１条　この附属条件は、山田町営建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）の別記条項の取扱いに関し必要な事項並びに契約の履行に当たり必要な事項を定めるものとする。

（仕様書）

第２条　契約書別記第１条の仕様書は、次のとおりとする。

（１）　山田町営建設工事仕様書（以下「工事仕様書」という。）

（２）　次に掲げる仕様書等（以下「共通仕様書等」という。）

ア　岩手県県土整備部が定める岩手県県土整備部共通仕様書（別冊を含む）

イ　岩手県農林水産部が定める農業土木工事共通仕様書、施設機械工事等共通仕様書、岩手県治山林道請負工事施工管理基準

ウ　公益社団法人全国漁港漁場協会発行の漁港漁場関係工事共通仕様書

エ　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築木造工事標準仕様書、建築物解体工事共通仕様書

オ　公益社団法人日本水道協会発行の水道工事標準仕様書（土木工事編）、水道工事標準仕様書（設備工事編）

（３）　特記仕様書

２　前項第２号に掲げる共通仕様書等の適用工事は、別表第一によるものとする。

３　第１項各号に掲げる仕様書の内容が相いれない場合は、次によるものとする。

（１）　「工事仕様書」及び「共通仕様書等」の内容と特記仕様書の内容が相いれない場合

特記仕様書による

（２）　「工事仕様書」と「共通仕様書等」の内容が相いれない場合

発注者の指示による

（県外業者との下請契約締結報告書）

第３条　受注者は、工事の施工に当たり、岩手県内に主たる営業所（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第７条における経営業務の管理責任者を置く営業所をいう。）を有する者以外のものと下請契約を締結した場合は、当該下請の形態の如何を問わず、７日以内に県外業者との下請契約締結報告書（様式１号）を発注者に提出するものとする。

（前金払）

第４条　契約書別記第３５条第１項の前払金の支払は、請負代金額（債務負担行為又は継続費に係る契約（以下「債務負担行為等に係る契約」という。）にあっては、各会計年度の支払限度額）が１００万円以上の場合に行うものとする。この場合においては、端数１千円未満は切り捨てるものとする。

２　契約書別記第３５条第３項の中間前払金の支払は、請負代金額が１，０００万円以上で、かつ、工期が１５０日を超える（地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）附則第３条第２項に該当する工事（以下「東日本大震災の特例に該当する工事」という。）においては、請負代金額が３００万円以上）の場合（債務負担行為等に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が１，０００万円以上で、かつ、

当該会計年度の工事実施期間が１５０日を超える（東日本大震災の特例に該当する工事においては、いずれかの会計年度の出来高予定額が３００万円以上）の場合）であって、この契約締結に当たり、受注者が当該中間前払金の支払の請求を行う旨の届出を発注者に対し行っている場合に行うものとする。この場合においては、端数１千円未満は切り捨てるものとする。

（請負代金の請求）

第５条　契約書別記第３３条第１項並びに第３５条第１項、第３項及び第５項並びに第３８条の請求は、発注者に請求書を提出して行うものとする。

（建設業退職金共済制度等）

第６条　受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（様式２号）を契約締結後１か月以内（電子申請方式による場合にあっては、契約締結後４０日以内）に発注者に提出するものとする。ただし、当該期間内に建設業退職金共済証紙（電子申請方式による場合にあっては、退職金ポイント）を購入しない場合は、建設業退職金共済証紙等不購入理由報告書（様式３号）を発注者に提出するものとする。

２　受注者は、前項ただし書きによる報告を行った場合は、工事完成までに前項の規定に準じて報告を行うものとする。この場合において、「契約締結後１か月以内（電子申請方式による場合にあっては、契約締結後４０日以内）」及び「当該期間内」とあるのは「工事完成まで」と読み替えるものとする。

３　第１項の規定は、請負代金額の増額変更があった場合に準用する。この場合において、「契約締結後１か月以内（電子申請方式による場合にあっては、契約締結後４０日以内）」とあるのは「変更契約締結後１か月以内（電子申請方式による場合にあっては、変更契約締結後４０日以内）」と読み替えるものとする。

４　受注者は、工事の施工上必要な労働者の確保に当たっては、公共職業安定所の紹介に係る失業者の雇用に努めるものとする。

５　受注者は、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険の付保を証する書面を貼付した法定外労災保険付保状況報告書（様式４号）を直ちに発注者に提出するものとする。

（下請の制限）

第７条　受注者は、工事を下請に付する場合には、共通仕様書等に定める要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

下請負者が町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成２３年４月１日山田町告示第２６号）第１０条の規定により資格を取り消され、その取消しの期間が経過しない者でないこと。

（不当介入に対する措置）

第８条　受注者は、工事の施工に当たり、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「下請負人等」という。）が不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、不当介入報告・届出書（様式５号）により、速やかに発注者に報告するとともに、宮古警察署に届出（以下「報告・届出」という。）しなければならない。

２　受注者は、下請負人等が不当介入を受けた場合は、速やかに受注者に報告を行うよう当該下請人等を指導しなければならない。

３　発注者は、受注者が不当介入を受け、報告・届出が適切に行われたと認める場合にあって、履行遅延等

が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講ずるものとする。

4　発注者は、受注者が不当介入を受けたにもかかわらず報告・届出を怠った場合は、町営建設工事に係る指名停止等措置要綱（平成６年山田町告示第２１号）に基づく指名停止等の措置を行うことがある。

別表第一（共通仕様書等の適用工事一覧表）

仕　様　書　等　の　名　称	適　　用　　工　　事
岩手県県土整備部共通仕様書 （別冊を含む）	1.　町道に係る道路及び橋梁関係工事 2.　準用河川及び普通河川に係る河川関係工事 3.　林道関係工事（ただし、管理基準及び規格値は適用しない。） 4.　その他前記１から３に類する工事 5.　前記１から４に係る災害復旧及び災害関連工事
農業土木工事共通仕様書	1.　農業農村整備関係工事 2.　農道に係る道路及び橋梁関係工事 3.　農業集落排水、小規模農業集落排水関係工事 4.　その他前記１から３に類する工事 5.　前記１から４に係る災害復旧及び災害関連工事
施設機械工事等共通仕様書	1.　農業農村整備に係る施設機械関係工事 2.　農道に係る施設機械関係工事 3.　農業集落排水、小規模農業集落排水に係る施設機械関係工事 4.　その他前記１から３に類する工事 5.　前記１から４に係る災害復旧及び災害関連工事
岩手県治山林道請負工事施工管理基準	1.　林道関係工事 2.　その他前記に類する工事 3.　前記１、２に係る災害復旧及び災害関連工事
漁港漁場関係工事共通仕様書	1.　漁港関係工事 2.　漁場整備関係工事 3.　その他前記１、２に類する工事 4.　前記１から３に係る災害復旧及び災害関連工事
公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 公共建築木造工事標準仕様書 建築物解体工事標準仕様書	1.　建築一式工事 2.　電気設備工事 3.　機械設備工事 4.　その他前記１から３に類する工事
水道工事標準仕様書（土木工事編） 水道工事標準仕様書（設備工事編）	1.　水道管布設工事 2.　橋梁添架工事 3.　水道施設工事 4.　その他前記１から３に類する工事 5.　前記１から４に係る災害復旧及び災害関連工事